

介護保険負担割合証										
交付年月日 年 月 日										
被 保 険 者	番 号									
	住 所									
	フリガナ									
	氏 名									
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女			
利用者負担の割合		適 用 期 間								
		開始年月日	平成	年	月	日				
		終了年月日	平成	年	月	日				
		開始年月日	平成	年	月	日				
		終了年月日	平成	年	月	日				
保険者番号並びに保険者の名称及び印										

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

A 収入が年金のみの場合は、年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は、合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。

ただし、同一世帯^{※3}の65歳以上の方の所得が、低い場合などは、1割負担になることがあります。

65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

Q いつから2割になるのですか？

A 8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、高額介護サービス費の負担限度額により、月々の上限が定められています。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方

も2割の方も、割の町区方も、市区町村から負担割合が記された証（負担

担割合証）が交付されます。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出ください。

※1

これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%（全国平均）に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者^{※4}のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※5 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

〈利用者負担の判定の流れ〉

